

2025年11月吉日

お客様各位

西鉄ウェルネス株式会社  
ゴルフウエスボ支配人

### ゴルフスクールチケット利用規約改定について（通知）

平素より格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。  
この度、ゴルフウエスボが定める利用規約の一部について変更させていただきました。各項目の変更内容は以下のとおりでございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

現行規約	新規約(2025年11月改定)
(レッスンチケットの有効期限) 第9条 発行翌日より6ヶ月間有効です。 2 2025年5月31日以前に発行されたチケットについては、無期限となります。	(レッスンチケットの有効期限) 第9条 発行日より6ヶ月間有効です。 2 2025年5月31日以前に発行された10枚綴りチケットについては、無期限となります。 3 2025年7月31日以前に発行された22枚綴りチケットについては、無期限となります。
(利用者資金の保全方法) 第16条 前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律第14条第1項に基づき、前払式支払手段の基準日未使用残高の半額以上の額の発行保証金を、法務局等に供託等することにより、資金保全することが義務付けられており万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債務者に先立ち弁済を受けることができます。 2 会社の利用者資金の保全方法は金銭による供託となります。	(利用者資金の保全方法) 第16条 2025年5月31日以前に発行された10枚綴りチケットおよび2025年7月31日以前に発行された22枚綻りチケットについては、前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律第14条第1項に基づき、前払式支払手段の基準日未使用残高の半額以上の額の発行保証金を、法務局等に供託等することにより、資金保全することが義務付けられており万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債務者に先立ち弁済を受けることができます。 2 会社の利用者資金の保全方法は金銭による供託となります。
(無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針) 第17条 会社は、お申し出の日から30日前までに発生した無権限取引により利用者に生じた損失を、利用者に故意または重過失がない限り補償します。	(無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針) 第17条 2025年5月31日以前に発行された10枚綴りチケットおよび2025年7月31日以前に発行された22枚綻りチケットについては、会社は、お申し出の日から30日前までに発生した無権限取引により利用者に生じた損失を、利用者に故意または重過失がない限り補償します。